

調達管理番号：20a01120

国名：エルサルバドル

担当部署：地球環境部防災グループ防災第二チーム

案件名：エルサルバドル国地震・津波情報の分析能力強化

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地震・津波情報の分析能力強化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月下旬から2023年4月上旬
- (2) 業務 M/M：現地 9.53M/M、国内 1.75M/M、合計 11.28M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 16日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 3日
 - ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 3日
 - ・ 第4次 国内準備 3日、現地業務 90日、国内整理 3日
 - ・ 第5次 国内準備 3日、現地業務 90日、国内整理 8日本業務においては5回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。その

1) 2021 年度末 (2022 年 2 月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2 月 24 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 3 月 12 日 (金) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

| | |
|----------|---------------------------------|
| 類似業務 | 地震解析、津波予測、津波予警報業務に係る調査、及び技術移転業務 |
| 対象国／類似地域 | エルサルバドル国／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 (西語ができれば尚可) |

ため、現中期目標期間終了年度である 2021 年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：乗り継ぎのために黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在する場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

エルサルバドルは、地理的条件から地震・津波が多発する国の一つであり、1859年から2017年までに23回の津波を観測している。特に、2012年にウスルタン沖でマグニチュード7.3の地震が発生した際には、2メートルの津波がヒキリスコ湾に到達し、100人を超える負傷者、及び多大な経済的被害をもたらした。当国では29都市が太平洋に面しており、常に津波の脅威にさらされている。

当国においては、環境天然資源省（以下、MARN）の環境監視総局（以下、DGOA）が地震観測・津波監視業務、総務省市民防災局（以下、DGPC）が災害警報発令業務を担っており、DGOAでは、全国96箇所の地震観測施設、及び3箇所の津波観測施設を用いたリアルタイムによる地震・津波観測を行っている。

これら過去の災害を受け、2015年10月から2018年2月まで、地震・津波観測の能力強化を目的としてDGOAに日本人専門家「地震・津波情報の分析能力強化」（以下、フェーズ1）が派遣された。この協力により、CMT（セントロイド・モーメント・テンソル）解析の導入、津波情報発信の判断基準の改善、津波高や到達予測時刻の分析能力の改善、また、津波警報発令に関するプロトコルを改善するなどの成果が達成された。本専門家派遣は、これら成果の強化、及びDGOAによる地震・津波監視の信頼性と迅速性の向上を目的として要請され、引き続き同国の地震・津波の監視及び警報発令の能力向上に資することが期待されている。

なお、本案件には中米地域で実施した防災分野における技術協力プロジェクトの成果の活用が期待される。

・ニカラグア国「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」（2016-2019）では、中米地域の津波警報体制の強化を目的として、中米津波警報センター（以下、CATAC）の津波警報発出に係る能力強化を行っており、同センターから発信される津波情報がエルサルバドルにおいて適切に活用されることが期待される。

・中米六カ国「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」（2015-2020）では、DGPCをカウンターパート機関とし、中央政府及びコミュニティレベルにおける減災と災害対応のための総合的能力強化が行われた。本案件では、地方自治体との連携を考慮した警報発令プロトコルの強化についてDGOA及びDGPCとの連携が期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MARN の DGOA をカウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、地震・津波監視及び警報発令業務の実施能力の向上を目的とする。

期待される成果は下記の通り。

成果 1：フェーズ1で導入・提案した内容が適切に実践される。

成果 2：CATACから発出される津波情報がDGOAの津波予測システムに適切に反映され、両者間の情報共有が促進される。

成果 3：DGOAがDGPCと共有する津波予警報のためのガイドライン・プロトコルが改善される。

成果 4：地震・津波監視システムの高度化に資する技術が紹介され、システムの高度化に向けた今度の指針が定まる。

業務内容は下記を想定するが、適宜、簡易プロポーザルにて提案することとする。また、状況によりオンラインを活用するなど、柔軟な対応を検討する。

（1） 第1次国内準備期間（2021年4月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エルサルバドル国政府作成の関連報告書、国際報告書、学術論文等を参照し、当国の地震・津波監視、及び警報発令の現状と課題を把握する。
- ② これまで日本が実施してきた協力（特に 2015 年から 2018 年に実施したフェーズ 1 の専門家活動）の概要を把握・分析し、DGOA の業務体制・利用システムの現状と課題を把握する。必要に応じて、オンラインで DGOA から直接情報収集を行う。
- ③ CATAC から中米諸国へ発出される津波アドバイザー情報、及びそれに伴う DGOA との連携の現状と課題について、情報収集・理解する。
- ④ DGPC の災害警報発令業務、及びそれに伴う DGOA との連携の現状と課題について、情報収集・理解する。
- ⑤ 上記で把握した情報を踏まえつつ、現地の課題の解決に必要な技術を理解し、解決技術の適用方法、及び手順を整理する。
- ⑥ JICA 地球環境部及び JICA エルサルバドル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑦ 上記で収集した情報をもとに、ワークプラン案（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

（2） 第1次現地業務期間（2021年4月中旬～5月上旬）

- ① 現地業務開始時に、DGOA にワークプラン案を提出する。

- ② DGOA からエルサルバドル国における地震・津波の監視業務、及び災害警報発令業務に関する情報収集を行い、状況を把握する。特にフェーズ 1 で改善・導入した内容（地震・津波の監視体制の改善、津波データベースの改善、CMT 解析の導入等）、及び、フェーズ 1 終了時に残された課題（CMT 解析の M6.5 未満への対応、津波データベースのさらなる拡充、地震観測網復旧の手順書作成、津波警報解除の手順書の作成等）について、現状を確認する。
- ③ ②の情報収集を踏まえ、以下のプロセスにより、第 2 次現地業務以降の DGOA 職員への技術移転・人材育成のための手法を検討する。研修が必要な場合は、講義・演習で使用する教材等を検討する。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
- ア) 現行の地震・津波監視実務を確認・評価する。
 - イ) 現行の監視実務に係るガイドライン等を確認・評価する。
 - ウ) 現行の人材育成手法、研修教材等の内容を確認・評価する。
 - エ) 地震・津波監視業務の技術能力と課題を把握するため、職員へのアンケート、理解度試験等を実施する。また、必要に応じて、職員へのインタビューを行い、要望を確認する。
 - オ) 上記ア)からエ)を踏まえて、業務の課題と改善の方向性について、DGOA と協議する。
 - カ) 上記オ) の協議を踏まえ、技術移転・研修計画を DGOA 担当職員と定める。職員向けの研修においては、教材作成を支援する。また、現地視察やシステム開発等が必要であれば、DGOA に助言する。
- ④ CATAC から発出される津波アドバイザー情報の活用について DGOA から情報収集を行い、津波予測システムへの反映状況を確認し、課題を把握する。
- ⑤ DGPC と共有する津波予警報ガイドライン・プロトコルの運用状況について DGOA 及び DGPC から情報収集を行い、現状と課題を把握する。
- ⑥ 必要な資機材につき、DGOA と協議し、JICA エルサルバドル事務所に相談・提案する。また、現地調達を実施する場合は、仕様の確定・参考見積の取り付けを行い、JICA エルサルバドル事務所を支援する。
- なお、現状想定する資機材は下記の通り（調達は JICA エルサルバドル事務所が実施する為、コンサルタント契約の見積には含めない）。
- ・地震観測所用デジタルラジオ（2 台 1 セット）
 - ・地震観測所サーバー（1 台）
- ⑦ 上記を踏まえて、ワークプラン案を修正し、先方と協議の上最終化し、合意を得る。なお、先方との協議にあたっては、必要に応じて、JICA エ

ルサルバドル事務所からの参加を得るものとする。

- ⑧ 第 2 次現地業務期間の業務について DGOA と協議し、必要となる現地情報を収集する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を DGOA に提出し、報告する。
- ⑩ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次国内整理期間（2021 年 5 月上旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間（2021 年 8 月上旬）

- ① 第 1 次現地業務にて収集した情報をもとに DGOA の地震・津波監視業務に係る課題を改めて整理し、第 2 次現地業務で行う技術移転・人材育成に必要な情報を収集する。
- ② 第 2 次現地業務にかかるワークプラン案（英文）を作成、JICA 地球環境部による確認の後提出する。併せて、JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

(5) 第 2 次現地業務期間（2021 年 8 月中旬～9 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、DGOA にワークプランを提出し、合意を得る。なお、先方との協議にあたっては、必要に応じて、JICA エルサルバドル事務所からの参加を得るものとする。
- ② DGOA と合意した内容をもとに、フェーズ 1 で改善・導入した内容について、適切な監視業務のための技術移転を行う。また、研修計画に従って職員に対して講義・演習を行う（第 3 次現地業務へ継続）。想定される活動は次の通りである。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
 - ア) 震源決定の精度について確認する。
 - イ) 震源決定時における震源の深さ予測の精度について確認する。
 - ウ) CMT 解析のオペレーション業務について現状を確認する。
 - エ) 上記ア) からウ) 及び第 1 次現地業務期間中に確認した内容に基づき、適切な地震・津波監視業務のための助言を行う。また、講義・演習を DGOA 担当職員とともに実施する。

- オ) 業務実施ガイドラインや独習用教科書の改善について DGOA 担当職員に助言する。
- ③ DGOA と合意した内容をもとに、フェーズ 1 終了時に提案した課題について、適切な監視業務のための技術移転を行う。また、研修計画に従って職員に対して講義・演習を行う（第 3 次現地業務へ継続）。想定される活動は次の通りである。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
- ア) 津波警報解除標準手順書について現状を確認する。
- イ) CMT 解析の M6.5 未満への対応について現状を確認する。
- ウ) その他、フェーズ 1 終了時に提案した課題（津波データベースの改良、バックアップシステムの適正化等）の現状を確認する。
- エ) 上記ア) からウ) について、適切な地震・津波監視業務のための助言を行う。また、講義・演習を DGOA 担当職員とともに実施する。
- オ) 上記手順書等の改善について DGOA 担当職員に助言する。
- ④ 追加で必要となる資機材の有無を確認し、必要な場合は、JICA エルサルバドル事務所に相談・提案する。
- ⑤ 第 3 次現地業務期間の業務について DGOA と協議し、必要となる現地情報を収集する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を DGOA に提出し、報告する。
- ⑦ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第 2 次国内整理期間（2021 年 10 月上旬）
第 2 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
- (7) 第 3 次国内準備期間（2021 年 12 月下旬）
- ① 第 1・2 次現地業務にて収集した情報をもとに DGOA と CATAC 間の津波情報の共有促進のための課題を改めて整理し、第 3 次現地業務で行う技術移転・人材育成に必要な情報を収集する。
- ② 第 1・2 次現地業務にて収集した情報をもとに DGOA が DGPC と共有する津波予警報ガイドライン・プロトコルの課題を改めて整理し、第 3 次現地業務で行う技術移転・人材育成に必要な情報を収集する。
- ③ 第 3 次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA 地球環境部

による確認の後提出する。併せて、JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地業務期間(2022年1月上旬~2月中旬)

- ① 現地業務開始時に、DGOA にワークプランを提出し、合意を得る。なお、先方との協議にあたっては、必要に応じて、JICA エルサルバドル事務所からの参加を得るものとする。
- ② 第2次現地業務で実施したフェーズ1に係る地震・津波監視業務改善のための助言、及び職員に対しての研修を継続する。また、適宜、職員へのアンケート、理解度試験等を実施し、DGOA 担当職員とともに研修内容・教材等の見直しを図る。
- ③ DGOA と合意した内容をもとに、CATAC から発出される津波情報を津波予測システムに適切に反映し、両者間の情報共有を促進する(第4・5次現地業務へ継続)。想定される活動は次の通りである。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
 - ア) CATAC から発出される津波情報が DGOA の津波予測システムに適切に反映されるための助言・提案を行う。
 - イ) DGOA と CATAC 間のシステムのバックアップ機能を構築するための助言・提案を行う。
 - ウ) DGOA と CATAC 間の情報共有促進に資する助言を行い、DGOA 担当職員とともに、適宜、CATAC と意見交換を行う。
 - エ) CATAC とともに、津波警報内容の理解促進と連携強化を目的とした共同津波警報訓練、及び合同ワークショップを立案し、実施する。
 - オ) 上記ア) からエ) について、必要な場合、JICA エルサルバドル事務所及びニカラグア事務所に相談の上、ニカラグアへ渡航し業務を行う。
- ④ DGOA と合意した内容をもとに、DGPC と共有する津波予警報ガイドライン・プロトコルを改善する(第4・5次現地業務へ継続)。想定される活動は次の通りである。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
 - ア) DGOA が DGPC と共有する現状の津波予警報ガイドライン・プロトコルを整理し、課題に対して助言を行う。
 - イ) 津波予警報ガイドライン・プロトコルに、CATAC から発出される津波情報を適切に反映する。
 - ウ) DGOA と DGPC 間の情報共有促進に資する助言を行い、DGOA 担当職員とともに、適宜、DGPC と意見交換を行う。

- エ) DGPC とともに、津波警報内容の理解促進と連携強化を目的とした共同津波警報訓練、及び合同ワークショップを立案し、実施する。
- ⑤ 追加で必要となる資機材の有無を確認し、必要な場合は、JICA エルサルバドル事務所に相談・提案する。
 - ⑥ 第 4 次現地業務期間の業務について DGOA と協議し、必要となる現地情報を収集する。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を DGOA に提出し、報告する。
 - ⑧ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (9) 第 3 次国内整理期間（2022 年 2 月下旬）
第 3 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
- (10) 第 4 次国内準備期間（2022 年 5 月下旬）
- ① 第 4 次現地業務に向けて、必要となる情報を収集する。
 - ② 第 4 次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA 地球環境部による確認の後提出する。併せて、JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。
- (11) 第 4 次現地業務期間（2022 年 6 月上旬～9 月上旬）
- ① 現地業務開始時に、DGOA にワークプランを提出し、合意を得る。なお、先方との協議にあたっては、必要に応じて、JICA エルサルバドル事務所からの参加を得るものとする。
 - ② 第 3 次現地業務で実施した津波予測システム改善業務を継続する（第 5 次現地業務へ継続）。
 - ③ 第 3 次現地業務で実施した津波予警報ガイドライン・プロトコル改善業務を継続する（第 5 次現地業務へ継続）。
 - ④ DGOA の地震・津波監視業務の高度化に向けた日本の技術を紹介するとともに、今後の指針策定を支援する（第 5 次現地業務へ継続）。想定される活動は次の通りである。なお、具体的な方法と内容について、簡易プロポーザルで提案すること。
- ア) GPS 観測システムから得られるリアルタイムデータの活用について、日本の取組み（津波フェーズ W-Phase の観測、地震発生後の

地殻内の応力バランス調整の把握等)を紹介し、DGOA が現在活用している地殻変動観測以外の活用可能性について調査し、提案を行う。

- イ) 地震波形を用いた解析による震源断層の滑り量分布の把握について、その技術紹介と活用について助言を行う。
- ウ) 震源時間関数の把握等、地震・津波監視能力強化に資する日本の技術を紹介し、活用について助言を行う。
- エ) 日本の地震・津波監視業務に関し、過去の事象の教訓や課題を共有し如何に改善を行ったかを共有する。
- オ) 将来の津波・地震監視業務の改善に向けた課題の抽出について、DGOA と協議する。
- カ) DGOA の地震・津波監視システムの高度化に向けた指針の策定を支援する。

- ⑤ 第 5 次現地業務期間の業務について DGOA と協議し、必要となる現地情報を収集する
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を DGOA に提出し、報告する。
- ⑦ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(12) 第 4 次国内整理期間(2022 年 9 月中旬)

第 4 次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(13) 第 5 次国内準備期間(2022 年 11 月上旬)

- ① 第 5 次現地業務に向けて、必要となる情報を収集する。
- ② 第 5 次現地業務にかかるワークプラン(英文)を作成、JICA 地球環境部による確認の後提出する。併せて、JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

(14) 第 5 次現地業務期間(2022 年 11 月下旬~2023 年 2 月下旬)

- ① 現地業務開始時に、DGOA にワークプランを提出し、合意を得る。なお、先方との協議にあたっては、必要に応じて、JICA エルサルバドル事務所からの参加を得るものとする。
- ② 第 3・4 次現地業務で実施した津波予測システム改善業務を継続する。

また改善内容について、最終的な承認を得る。

- ③ 第3・4次現地業務で実施した津波予警報ガイドライン・プロトコル改善業務を継続する。また改善内容について、最終的な承認を得る。
- ④ 第4次現地業務で実施した地震・津波監視業務の高度化に向けた今後の指針策定支援を継続する。また、策定された指針を DGOA 内部関係者に共有するためのセミナーを DGOA 担当職員とともに実施する。
- ⑤ 本件技術移転についてセミナーを実施し、成果を DGOA、DGPC、CATAC 内で広く共有する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、更なる発展に向けた道筋やそのための課題、今後の提言などを含む現地業務結果報告書（英文）を DGOA 提出し、報告する。
- ⑦ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(15) 第5次国内整理期間（2023年3月下旬～4月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
なお、報告書（案）を3月下旬に提出し、監督職員の確認後、最終版を4月上旬に提出する。

(16) その他

- ① 移転した知識・技術・知見が先方政府組織内に定着し、長く活用されるための工夫・取組について検討する。現時点でのアイデアがあれば、簡易プロポーザルで提案すること。
- ② 中南米地域では、これまで JICA が取り組んできた防災分野の協力の成果を、ネットワーク化（仮想的なネットワーク）による域内の他国にも展開していく構想がある。エルサルバドルにおける地震・津波分野についても、その成果提供の一つのリソース国として、教材作成・提供、動画作成・提供、経験・成果の発信、エルサルバドル国内での学びの場の提供などを検討する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA 地球環境部、JICA エルサルバドル事務所、C/P 機関へ

各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部 (JICA 地球環境部、JICA エルサルバドル事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 地球環境部、JICA エルサルバドル事務所へ各 1 部)

ただし、第 5 次現地業務結果報告書 (和文) は (3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 5 次現地業務結果報告書 (英文) には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・エルサルバドル国環境天然資源省環境監視総局における地震・津波の監視業務に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

2023 年 4 月 10 日までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務全体をとりまとめた報告書 (和文) を、JICA 地球環境部及び JICA エルサルバドル事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成したガイドライン・マニュアル等については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ロサンゼルス⇒サンサルバドル⇒ロサンゼルス⇒日本を標準とします。

業務期間中、ニカラグアへの渡航が必要な場合は JICA エルサルバドル事務所から受け取る在外事業強化費で対応することとしますので、本見積書には計上しないでください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の現地業務期間に応じた具体的な日程を提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

ウ) 車両借上げ：現地業務期間中は JICA エルサルバドル事務所の在外事業強化費でレンタカーを備上する。

エ) 通訳備上：C/P 機関は英語で業務実施が可能、セミナー・研修時は JICA エルサルバドル事務所の在外事業強化費で翻訳・通訳を備上する。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を JICA エルサルバドル事務所が行う。

カ) 執務スペースの提供：執務スペース提供（ネット環境完備予定）。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は、当 JICA 地球環境部防災第二チームにて配布します。担当者アドレス (Uematsu.Hisato@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「地震・津波情報の分析能力強化」（フェーズ 1）専門家業務完了報告書

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：地震・津波情報の分析能力強化公示に係る関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

本件ではプレゼンテーションは実施しません。

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90 日間を超える現地業務においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 地球環境部担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA 地球環境部と協議の上決定することと致します。

以上